

いことは、よく知られてゐることである。従つてこれらの識語に據る限り、從來所關の文獻の示すところは、不備と誤謬の多いものと斷ぜねばならぬ。果して吾々はこの識語の示すところに従つて、從來の文獻を葬り去るべきであらうか。

大秦寺の稱呼が始めて行はれることになつた時代を判然と示してゐるのは、こゝに引いた天寶四載の詔勅であり、その詔勅の目的は特に波斯寺を大秦寺と改名するについての理由を説示するにあるのであつて、それに誤解や誤記があるとは思はれない。そうしてこの詔勅は唐會要の外、全唐文にも載せてあつて、詔勅の日付けにも、今のところ疑念を挟むべき餘地はないと思はれる。さうすれば疑念は却つて識語の上に向けらるべきで、この殘卷、少くとも卷末の識語は、偽作ではないかと疑つて見なければなるまい。然るに余は今この殘卷の原本を見ることを得ず、手許にある小型の寫眞だけでは、古文書學的の判断を加へることが困難であり、さうしてそれこそは、余が今日まで前述のやうに、この殘卷についての解説を公表することを避けて來た理由である。然しながらかゝる疑念を別にして、一應これに従つて解説をして見たのは、この殘卷の舊所藏者で、斯道の權威と一般に認められてゐた李盛鐸氏が、この宣元至本經の卷首に自記捺印して

景教宣元至本經卅行開元年號

此稀珍品乃裱經背者余所發見

至足寶貴也

といふてゐるのに敬意を表したいのと、また寫眞について考ふる限り、字體や體裁に於て、格別疑を容るべき點が

大秦景教大聖通眞歸法讚及び大秦景教宣元至本經殘卷について